

\*水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を、この社会で実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

## 行政不服審査請求の支援に取り組みます。

私たち弁護団東京事務局は、東京都在住の小中澤麻里さんの、水俣病認定にかかる行政不服審査請求の支援に取り組むことになりました。

父親(教会の牧師)の赴任に伴い、小中澤さんが水俣市の陣内に暮らしていたのは、1947年7月(当時2歳)から1957年3月の水俣第一小学校卒業までの約10年間です。水俣病の「公式確認」が1956年5月ですから、何の警戒もなく水俣湾近海の魚介類を人々が食べていた時期に、幼少期を過ごしていたことになります。

小中澤さん一家も商店や行商から買うだけでなく、知人や信者にもらったり、自分たちで釣りやニナ(小貝)・カニ・青ノリ採りをしていました。毎日3食、不知火海の魚介類が食卓に上がっていました。

小中澤さんは、水俣在住の頃から腹痛や下痢、身体のだるさなどの原因不明の症状に悩まされていました。年齢の近い兄、姉たちも倒れやすい等の症状があり、3歳年上の姉が学校で倒れて保健室に行くと、既に兄2人も倒れて保健室に来ていた、という事もありました。(小中澤さんは7人兄弟の末の子)

20歳頃からめまいやこむら返り、しびれやふるえ、左耳の耳鳴り、難聴などの症状も加わり病院巡りが始まりましたが、原因不明のまま症状は一向に改善せず、40歳代になるとあまりの激しい身体の異常に病歴の記録を取るようになりました。

しかし数々の症状は、波打ちながら襲いかかり、務めていた小学校の教員職も定年より10年も早い退職に追い込まれてしまいました。

しかし小中澤さんの知っていた水俣病は、テレビや新聞で報道される劇症型であり、おかしいとは思いながらも、水俣病とは結びつきませんでした。

自分が水俣病とは思わず、色々な病院を訪ね回り、他の病気やヒステリーなどと診断されたり、原因不明のまま対症療法で症状をだましだまししながら生活を続けてきた状況は、多くの患者が共通して経験してきました。

小中澤さんが、自身の症状と水俣病が結び付いたのは2012年。たまたま見えていたテレビで、2009年特措法に伴う不知火患者会(未認定患者団体)の一斉検診が報道されたことがきっかけでした。

この一斉検診で初めて水俣病という診断を受けて、受付締切が迫る中、姉妹4人で2009年特措法の申請をしました。

ところが検診医から「典型的な水俣病」と言われた小中澤さんのみが棄却となります。

納得できず公健法の認定申請をしましたが、水俣病の本当の恐怖を知ったのはそれからだった、と小中澤さんは言います。

2名の熊本県職員が自宅を訪れ行われた2回の疫学調査は、各回5時間におよぶものでした。

高齢病弱の身で、60年以上も前の食生活について詳細に思い出すことなど不可能です。県職員に確認をたたみかけられれば、自信も無くなってきます。疲れ果て、途中で机にうつ伏せながらの調査でした。「審査員は提出書類を必ず読む」という“確約”が唯一の希望でした。

公的検診では、やっとの思いでこなした運動もこなせなかった運動も、運動障害の試験はみな正常範囲とされ、中にはやった覚えのない試験の記載もあり、検診医や検査に不信をつのらせるものでした。

果たして、結果は棄却の判定でした。

自己情報開示請求で開示させた認定審査会の議事概要には、必死で記憶をたどった証言や、40歳代から残してきた病歴・通院の記録を検討

した形跡は全く見られませんでした。

当時の食生活についても魚介類の入手先の記述はありましたが、入手頻度や摂取頻度については頻繁さを訴えた語句は無視されていました。まるで汚染魚介類の「多食」ではなく「少食」の調査を受けさせられていたようでした。

棄却処分を受けて、県知事への再調査を申し立てましたがこれも棄却されてしまいました。

熊本県の決定書や弁明書には、2014年新通知に挙げられている棄却理由が並んでいました。

すなわち、実家は漁業関係者ではない、家族に認定患者がいない（2009年特措法の受給者はいます）、首から下の感覚障害触痛覚の低下は認められるが振動覚は正常（全ての感覚が低下していない）、難聴や平衡機能障害は“典型的な水俣病症状”ではない。

環境省・熊本県は、幼児は多量に魚を食べていないと強弁しますが、成長期の子どもの感受性が高いことは容易に想像できます。「公式確認」で最初に発見された患者は、2～5歳だったことが象徴的です。

漁業従事者でなければ魚介類を多食しないという認識には具体的な根拠は何もなく、ただの偏見でしかありません。

私たちが小中澤さんと知り合ったときには、既に行政不服審査請求の процедуру始めていましたが、私たちを含めて約20人が代理人となり、小中澤さんを応援していくことになりました。

当面は口頭審理（まだ日程は決まっています）に向けて、信頼できる医師（熊本県の緒方俊一郎医師を予定しています）による検診を進めるとともに、小中澤さんへの聞き取り作業も含めて、水俣当時の食生活や呈していた症状に関する資料の収集・整理を行っていきます。

新たに取り組む活動についても、なにとぞ、ご支援、ご協力をお願いします。

## ○裁判傍聴記（倉本チズ訴訟）

去る9月11日、故チズさんの水俣病認定を求める訴訟の第5回口頭弁論を傍聴しました。

原告の倉本ユキ海さんは、代理人を立てずに本人訴訟で臨んでいます。

毎回、司法界の独善的なルールや慣習を振りかざして事務的に進めようとする裁判長に対して、常識と法廷の公開原則で粘り強く抵抗する倉本さんとの攻防戦が繰り返されています。

11日は土本典昭監督の「水俣病その20年」から10分間のビデオ上映を実現させました。倉本さんは、今後も毎回、公開法廷でのビデオ上映と意見陳述を予定しており、実行できるか否かの交渉が毎回繰り返されることになります。

今後も法廷内で孤軍奮闘している倉本さんを、傍聴席からではありますが応援していきます。

次回口頭弁論は12月11日15:30 熊本地裁です。

## ○各地の訴訟も闘いは続いている

新型コロナの影響を受けて延期されていた各地の訴訟も徐々に弁論を再開し始めています。

水俣病被害者互助会の闘いは、国賠訴訟が最高裁に舞台が移り、熊本地裁の認定義務付け訴訟では証人尋問が続き大きな山場を迎えます。

また、新たな認定義務付け訴訟（原告は大阪在住）も提訴されました。

溝口訴訟弁護団は、これらの訴訟や認定申請活動とも連帯して闘っていきたいと思います。

### \* 水俣病被害者互助会 認定義務付け訴訟

#### 熊本地裁

2020/11/11 原告側証人 山下善寛・元チッソ社員、花田昌宣・熊本学園大学

2020/12/21 被告側証人 内野誠・熊本県認定審査会、三輪孝之・前熊本県水俣病審査課長

2021/2/15 原告側証人 三浦洋・阪南中央病院

2021/3/4 原告側証人 村田三郎・阪南中央病院

### \* 新潟水俣病第2次行政訴訟 新潟地裁

原告6人による水俣病認定義務付け訴訟

2020/12/21 新潟地裁 口頭弁論

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵便口座：00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」

〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴村多賀志方 FAX：048-683-7098

<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/index.htm> (2年ぶりに更新しました リンクフリーです)

「チエの話」それは溝口チエさんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、

「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね